

令和8年度県広報誌「県民だより」制作業務委託

企画競争説明書

1 県広報誌「県民だより」の概要

(1) 発行の目的

- ①県政に関する情報を、県民の皆さんに分かりやすくお知らせし、県政について興味や関心を持つてもらう。特に県政の重要課題については、的確な情報提供を行い、理解を深めてもらう。
- ②県と県民の皆さんをつなぐコミュニケーションツールとして「県民協働」の機運を高める。
- ③“ふるさと佐賀”に対する誇りと、愛着を深める。

(2) コンセプト

佐賀の素晴らしいを県民の皆さんにお伝えすることで、県民一人ひとりが、今まで以上に佐賀に誇りを持ち、佐賀を大好きだと思ってもらえるような広報誌を目指す。

(3) 読者層

行政広報誌の主な読者層である高齢者、子育て世代のファミリー層をメインターゲットとし、そこから家族や友人等との情報共有を通じた周辺層への認知拡大を図るとともに、20代～30代の若年層にも手に取られる誌面構成とする。

(4) 発行部数 332,000部（令和8年5月号見込み。毎月変動）

(5) 配布形式 全戸配布

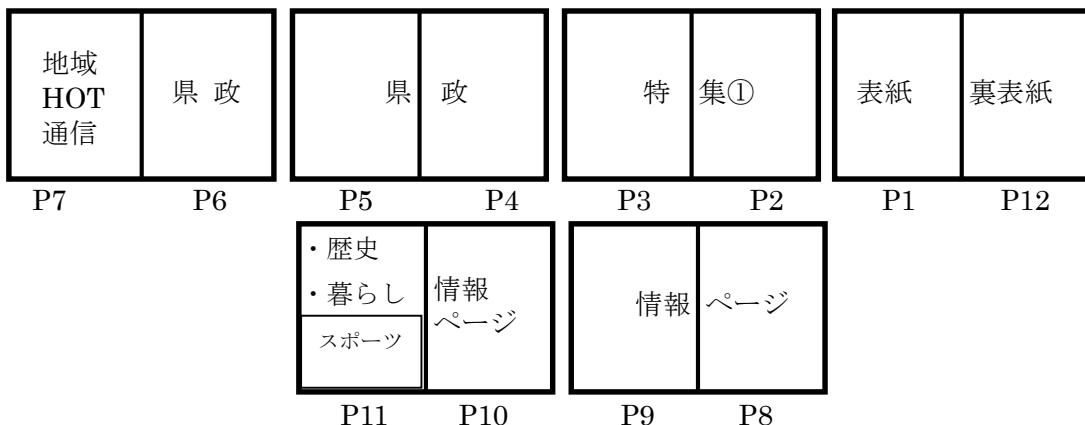
(6) 発行回数 年12回

令和8年（2026年）5月号から令和9年（2027年）4月号まで

(7) 体裁 A4判、オールカラー

12ページ×12回

【12ページ×12回】



2 委託業務の内容

別添仕様書の2・3を参照してください

3 予算額

21,422千円（消費税及び地方消費税を含む）

※本委託契約の実施は、令和8年2月定例県議会において令和8年度当初予算案が承認されることが条件です。

4 企画競争について

(1) 提出物

参加申込書	1部
誓約書（自署したもの）	1部
実績書	1部
企画書	6部
見本品	6部
見積書（任意様式：原本は1部で構いません）	6部

(2) 提出期限および場所

提出期限（参加申込書、誓約書、実績書）令和8年2月26日(木) 17時 【時間厳守】
(企画書、見本品、見積書)令和8年3月13日(金) 17時 【時間厳守】

提出場所 佐賀県 政策部 広報広聴課（新館6階）

※郵送の場合も上記提出期限までに必着（郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること）

※参加申込書、誓約書、実績書の資格審査の結果は令和8年3月4日（水）までに通知します。

(3) 審査会の日程等

日 時 令和8年3月16日(月) 10時30分～(予定)

場 所 佐賀県庁新館11階113号会議室

※日程等に変更があれば、後日連絡します。

※持ち時間は各30分（説明20分、質疑10分）です。プレゼンテーションは参加者毎に行い、参加者毎の開始時間は別途連絡します。

5 企画書及び見本品の内容

(1) 見本品について

具体的にイメージが分かる見本品（A4原寸、カラー）を提出してください。

ア 提出物

- ①12ページ版（後述の、表紙、特集①、県政トピックス、地域HOT通信、情報ページ、歴史・人物、スポーツ、「子育て」に焦点を当てたコーナー、S-1アワード（佐賀のイチ推しのお土産）を紹介するコーナー、読者プレゼントコーナーで構成してください）
- ②5（3）⑦の暮らし及び⑨のかたりぐさ、レシピ、県内在住又はゆかりのある外国人4つのコーナーについても、企画書に企画内容、エリア、起用する内容についてまとめたもの

を入れ、1ヶ月分それぞれ原寸大で作成し、提出すること。

(イ) 仕上げのレベルについて

- ①「表紙」、「特集①ページ」、「歴史・人物」、「スポーツ」

実際に書き下ろした原稿でレイアウトした完全原稿（コピー力とデザイン力を審査するため）

- ②その他のページ

完全原稿でなくても構いませんが、文章、写真は企画内容と関係のあるものとしてください。

(ウ)その他

- ・起用するカメラマン、ライター、イラストレーター等の作品が見本品に出ない場合は、各々の過去の作品などを添付してください。
- ・提出された見本品は、制作受託事業者（以下、「受託者」）決定後、取材により写真・文章等を見直したうえで、「県民だより」令和8年（2026年）5月号に使用する場合があります。
- ・企画書・見本品に不備がある場合は、県が修正等の指示を行います。

（2）広報紙全体のデザインについて

◆読者層に好まれるデザインにしてください。ユニバーサルデザインに配慮して、高齢の方も読みやすい色使い、文字の大きさでデザインしてください。また、UDフォントを使用してください。

◆特集に関しては、決まったフォーマットはありませんので、県民だよりのコンセプトや、全体のトーンに合わせてデザインしてください。

（3）ページごとの概要

①表紙案

◆「読んでみたい！」と思わせる、魅力的な表紙を目指します。中面の特集記事への導入として、特集内容と関連性のある写真等にしてください。（写真にデザインを加えることも可。）自由な発想と様々な切り口で、コンセプトと大まかな掲載内容を提示してください。

※企画書には、企画内容、構成についてまとめたものを入れ、5月号分を提示してください。

※タイトルは「県民だより『さががすき。』」とします。

②特集①（2P）

◆佐賀の素晴らしいを再認識し、佐賀を誇りに思えるような場所・人・モノ等を紹介。地域の人が当たり前と感じるものでも、県外の視点から高い評価を受けているものや、対外的に誇れる情報を取り上げてください。県政の枠から離れ過ぎないテーマを選定し、エリア（地域）バランスも考慮したご提案をお願いします。

※企画書には、企画内容、エリア、起用する理由についてまとめたものを入れ、5月号分の記事内容を提示してください。

※毎号取材、撮影が発生します。

※特集は、状況により県民にお知らせすべき県政にちなんだを取り上げる号もあります。

③県政トピックス

◆簡潔でわかりやすい誌面にしたいと考えています。県民の皆さんに読んでいただけるよう

「見せ方」を提示してください。タイトルを含むページ全体のデザインを変更し、リレイアウトしてください。見本は、見出し・文章はダミー（コピー）で構いませんが、写真などは、関連のある別のものに変えてください。

※県政記事のテーマは各自で選定してください。

（例）テーマ：「私たちの“推し”はこれだ！」（令和8年2月号 P.5掲載）。過去掲載原稿から文章をコピーし、サブコーナーの写真を変え、リレイアウト。

※タイトル周りには、令和7年度の制作物と同じように記事の通し番号（1, 2, 3…）を入れてください。

※毎月オリエンテーションを行い、内容に応じて取材、撮影が発生します。

④県政関連：地域HOT通信

◆県内、県外で起こった佐賀県にまつわる情報をお届けするコーナーです。コーナータイトルはそのままに、新しいデザインをご提案ください。タイトルを含むページ全体のデザインを変更し、リレイアウトしてください。見本は、見出し・文章はダミー（コピー）で構いませんが、写真などは、関連のある別のものに変えてください。

※掲載内容は各自でテーマを選定してください。

（例）テーマ：「私たちの暮らしがさらに便利に！「ジャンクションT」が着工」（令和8年2月号 P.7掲載）。過去掲載原稿から文章をコピーし、写真を変え、リレイアウト。

※内容に応じて取材、撮影が発生します。

⑤情報ページ：情報ひろば（3P）

◆現在のデザインを変更し、募集やイベント、お知らせなど多くの情報をまとめて紹介するページです。文字は過去の記事又はダミーで結構です。

【項目分類】催しもの、福祉・子育て、募集、お知らせ、資格・試験

【必ず入れてほしい情報】（例）令和8年2月号

- ・SAGAアリーナ、県立文化施設、県立図書館及び佐賀県公文書館のイベント情報（現行に準じ、写真や説明が入るよう工夫してください）
- ・パブコメ
- ・スポーツ情報（佐賀バルーナーズ・SAGA久光スプリングス・トヨタ紡織九州レッドトルネードSAGA・サガン鳥栖）
- ・推計人口

⑥歴史・人物（年6回）

◆江藤新平復権プロジェクトの一環として、江藤を取り巻く人々にフォーカス、江藤新平の人となりをより分かりやすく深掘りし、県民に郷土への理解を深めてもらうような構成、デザイン案をご提案ください。（本文600文字程度、トピックスとしてイベントや施設情報などを150文字程度で紹介、全体で写真3~4枚程度）なお、⑤の情報ページの3ページ目及び後述の⑧特集2とのデザイン上的一体感にも配慮してください。

※内容に応じて取材、撮影が発生します。

（参考）エピソード例

【鍋島直正】

・佐賀藩第10代藩主。佐賀藩の学校「弘道館」で教育改革を推進した。また、西洋の科学技術を積極的に取り入れた。など

【大隈重信】

・佐賀藩の学校「弘道館」の卒業生。明治政府では大蔵卿、外務大臣を務め、鉄道の敷設、現在のお金の単位の「円」を導入した。など

【副島種臣】

・佐賀藩の学校「弘道館」で学び、その後佐賀藩が長崎に作った英学塾(のちに致遠館に改称)で学生の指導を行う。明治期を代表する書家としても知られる。など

⑦暮らし（年6回）

◆県内で自発の地域づくりを行っている方の取り組みを紹介し、県民に佐賀の山や風景や暮らし、文化など地域の価値に気付いてもらえるような企画をご提案ください。(文字数：600字程度、写真：2～3枚程度、ロゴデザインは支給) なお、⑤の情報ページの3ページ目及び後述の⑧スポーツとのデザイン上的一体感にも配慮してください。

※紹介者は年間を通して、エリア（地域）バランスを考慮し毎回変更してください。

※内容に応じて取材、撮影が発生します。

⑧スポーツ

◆スポーツを「する」「観る」「支える」「育てる」「稼ぐ」の視点から、新しい挑戦をしている方とその取り組み、想いを紹介した企画を1カ月分ご提案ください。なお、⑤の情報ページの3ページ目、⑥歴史・人物の企画及び⑦暮らしとのデザイン上的一体感にも配慮してください。

※内容に応じて取材、撮影が発生します。

(参考) 例

- ・国内大会や2028年ロサンゼルスオリンピック・パラリンピックなどで活躍が期待される佐賀県選手の活躍や想い、選手を支える指導者、団体・企業等の取り組みや想い
- ・アスリート引退後、佐賀で次の世代のアスリートを育てる指導者や第2の人生として新しいキャリアを歩む元アスリートの想い
- ・佐賀県が取り組むSAGAスポーツピラミッド(SSP)構想に関するチーム・企業等の取り組みや担当者の想い など

⑨裏表紙（1P）

◆魅力的に情報を伝えるページとして裏表紙を活かすための企画案やレイアウト案の提示をお願いします。記事の大きさは自由です。

【必ず入れてほしい企画】

- ・「かたりぐさ」として次の世代へ佐賀の伝統を継承している方を紹介するコーナー（年6回）
- ・「子育て」をテーマとして、子育て世代が子どもと一緒に楽しめる、県内の野外または屋内の施設やスポット等を紹介するコーナー（年6回）
- ・県産品を利用したレシピ（年4回）
- ・県産品を利用したレシピと同位置に、「県内在住又はゆかりのある外国人」に焦点を当てた

コーナー（年3回）

※上記の⑦暮らしと関連しない内容としてください。

（参考）例

- ・県内のプロスポーツチームに所属する外国人選手 など
- ・県産品を利用したレシピと同位置に、S-1 アワード（佐賀のイチ推しのお土産）を紹介するコーナー（年5回）
- ※1回のコーナーで複数商品紹介してください。
- ・読者プレゼントコーナー

※デザイン案は、見本品として提出を求めている企画以外のものは必ずしも必須ではありません。受託者決定後、協議の上、決定します。

※内容に応じて取材、撮影が発生します。

（4）制作体制

◆県民だよりを毎号制作するにあたってのチーム体制図を明示してください。（スタッフ名は明示のこと）

◆制作チームには 次の役割を担う人員を必ず配置してください。

- ・プロデューサー（1人）・・・ 全体の企画・進行管理。県民だより制作にあたり、県や関係先との業務の窓口となる方。
 - ・ディレクター（2人）・・・ デザイン面とコピー面の両方をクリエイティブ面で統括し、県へ制作物の提出を行う前に、クオリティ管理を行う方。
※プロデューサー、デザイナー、ライターとの兼務も可
 - ・ライター（2人以上）・・・ 自由企画記事、県政記事など紙面全体の原稿を作成する方。外部ライターも可とします。ただし、外部・内部を問わず、急な修正・差し替え、短期間で大量の原稿作成など、県の指示に対して迅速に対応できることが条件です。実績に関係なく、ページごとの企画に合ったライティングができる方の選出をお願いします。
 - ・カメラマン（1人以上）・・・ 企画や記事の内容に合ったクオリティの写真が撮れる方。外部カメラマンも可とします。ただし、外部・内部を問わず、急な写真の差し替えのための撮影など、柔軟に対応できることが条件です。
 - ・イラストレーター（1人以上）・・・ 原稿の内容に合ったイラストを作成する方。急なイラストの追加や変更にも柔軟に対応できることが条件です。
 - ・デザイナー（2人以上）・・・ 紙面のレイアウトを担当する方。行ストレーティングとの兼務も可。
- ◆複数班体制や情報収集・企画立案スキルの高い外部業者などを積極的に活用するなど、特集の企画立案、取材コーディネートなどがスムーズにでき、魅力的な記事を制作できる体制を敷いてください。また、県の修正指示などにも迅速に対応できる人員を配置してください。

※企画競争で提示する制作体制は、契約締結後も同じ体制で制作できることが条件です。

県の承諾なくスタッフ等の変更はできません。また、外部ライター、外部カメラマンを起用する場合においても、ディレクションは受託者において行い、すべての責任を受託者で負うこと。

（5）留意点

- ①審査提出物の作成費用（企画競争参加費用）は、参加者の負担です。
- ②提出物は返却しません。
- ③お渡しする資料以外は、各提案者で入手等をお願いします。
- ④過去のバックナンバーは、ご希望があればお渡しします。なお、県のホームページにも掲載しています。
- ⑤企画に関して事前取材等を行う場合、県民だより制作委託先として採用されないこともある点に十分留意し、取材先とトラブルのないようにしてください。このプレゼンテーションのための取材先に対しては、ブログやSNSなどへの投稿など、外部への情報発信は控えていただくよう前もってご説明をお願いします。
- ⑥「県民だより」の著作権（この委託業務を通じて制作者が新たに作成したデータやイラスト、文章、写真、編集物全てを含む。）は佐賀県に帰属し、掲載した写真・イラスト等は県のホームページなどに二次利用する場合があります。また、制作者において、著作人格権を行使しないことが条件となります。
- ⑦公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止します。
- ⑧参加要件を満たしていない場合は、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができませんので、ご注意ください。（この場合、次順位の者と契約を締結します）
- ⑨企画競争についての問い合わせは、電話・FAX・メールで受け付けます。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員にお知らせします。
- ⑩県が提供したデータは本企画競争のみで使用し、コンペ終了後データはすべて削除してください。また、第三者に提供したり、他の目的で利用することを禁じます。
- ⑪この企画競争は令和8年度予算の事前準備であり、令和8年度当初予算が成立しない場合は契約を実施しないことがあります。また予算の議決の状況により、条件が変更になることがあります。その場合はご了承ください。

（6）この企画競争についての連絡先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59
佐賀県 政策部 広報広聴課 （担当 向井）
TEL:0952(25)7219 FAX:0952(25)7263
E-mail : kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp